

## 113.01

### 予納制度

#### 1. 予納制度の概要

特許料等（→100.02「3.」）又は手数料（以下「手数料等」という。）について導入された予納制度は、複数の手続について納付すべき手数料等の見込額をあらかじめ特許印紙をもってまとめて特許庁に納めておき、個々の手続に際し、予納した見込額から所要の手数料等に充てる旨の申出をすることにより当該手数料等の納付に充てるという制度である（特例法14条、15条）。

なお、この予納制度は、口座振替納付制度（→115.01）や指定立替納付者による納付制度（→115.02）とは異なり、電子情報処理組織を使用して手続を行う場合以外に、書面の提出により手続を行う場合においても利用することができる。

#### 2. 予納の対象

予納の対象となるものは、特許料等又は以下に掲げる特定手続において納付すべき手数料である（特例法規38条の2）。

- ア. 特許出願（先願参照出願を除く。）
- イ. 実用新案登録出願
- ウ. 意匠登録出願
- エ. 商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願
- オ. 国際出願、国際予備審査の請求等
- カ. 意匠を秘密にすることの請求
- キ. 出願人名義変更の届出
- ク. 出願審査の請求
- ケ. 実用新案技術評価の請求
- コ. 拒絶査定等に対する審判の請求
- サ. 国内書面の提出
- シ. 期間の延長の請求又は期日の変更の請求
- ス. 商標権の存続期間の更新登録の申請
- セ. 誤訳の訂正を目的とする補正、手数料の補正又は請求項若しくは区分の数を増加する補正
- ソ. ファイルに記録されている事項の証明の請求
- タ. ファイルの記録事項の記載書類の交付の請求
- チ. ファイルに記録されている事項の閲覧の請求（電子情報処理組織を使用する場合に限る（特許庁の使用に係るものを除く。）。）
- ツ. 登録事項の証明の請求

テ. 登録事項記載書類の交付の請求

ト. 登録事項の閲覧の請求（電子情報処理組織を使用する場合に限る（特許庁の使用に係るものを除く。）。）

### 3. 見込額の予納

#### (1) 予納届の提出

予納制度を利用し手数料等を納付しようとする者は、あらかじめ特許庁長官に予納届を提出する（特例法14条1項、特例施規様式第34）。

#### (2) 予納台帳番号の付与

特許庁長官は予納届を受理したときは、予納台帳に当該予納届に記載されている事項及びその他必要な事項を記録し、予納届をした者に予納台帳番号を付与し、その番号をその者に通知する（特例施規37条）。

#### (3) 見込額の予納の方法

見込額の予納は、予納書に必要事項を記載し、特許印紙を貼付して行う（特例法14条2項、特例施規38条、様式第35）。

#### (4) 予納届の取下げ（→113.12）

### 4. 見込額からの納付及び見込額への加算の申出等

#### (1) 見込額からの納付

特許庁長官は、予納者が、手数料等の納付に際し、~~予納した見込額からの納付の申出をした場合、~~当該予納者が予納した見込額から手数料等の額に相当する金額を控除し、当該金額を当該手数料等の納付に充てる（特例法15条1項本文）。ただし、当該予納者のした予納届がその効力を失った後は、当該手数料等の納付に充てることができない（特例法15条1項ただし書）。

#### (2) 見込額からの納付の申出の方法

予納した見込額からの納付の申出は、特許料納付書、願書等手続に係る書面の所定の欄に、予納した見込額から納付する旨、予納台帳番号、納付しようとする手数料等の額を記載することにより行う（特例施規40条1項、2項）。

#### (3) 見込額への加算

特許庁長官は、納付者が、特許等関係法令の規定による当該手数料等の返還の請求に際し、~~予納した見込額へ返還すべき額に相当する金額を加算する旨の申出をした場合、~~当該納付者が予納した見込額に、返還すべき額に相当する金額を加算することにより、返還に代えるものとする（特例法15条2項）。

#### (4) 見込額への加算の申出の方法

予納した見込額への加算の申出は、既納特許料返還請求書、出願審査請求料返還請求書等手続に係る書面の所定の欄に、予納した見込額への加算を求め旨、返還請求に係る手数料等の納付に使用した予納台帳番号、返還を請求する手数料等の額を記載することにより行う（特例施規40条3項）。

ただし、過誤納による手数料等や不適法な手続として却下処分となった手続に係る手数料等（07.15「1.(1)及び(3)から(7)」に掲げる

手数料等に限る。)については、手続をする者の便宜の向上及び事務効率の向上等の観点から、納付者が予納した見込額に、返還すべき額に相当する金額を加算することとし、納付者は返還の請求に係る書面の提出を要しない。

5. 委任による見込額からの納付又は見込額への加算の申出

予納者は、委任による代理人によりその予納者の予納した見込額から納付に充てる旨の申出又は予納した見込額へ返還すべき額に相当する金額を加算する旨の申出をする場合にあっては、あらかじめ特許庁長官にその代理人を代理人届により届け出るものとする（特例施規41条1項、様式第37）。

なお、当該代理人は、当該予納者のした予納の届出がその効力を失った後は、その見込額からの納付の申出又はその見込額への加算の申出をすることはできない（特例法15条1項ただし書）。

6. 代理人による見込額の予納及び見込額からの納付等

予納制度においては、代理人は予納届を代理人自身が特許庁長官に届け出た上、手続をする者本人に代わって将来予測される委任事務の処理のために充てるものとして自己の名において予納することができる（特例法16条）。

この場合、自己の名において予納した見込額から手数料等の納付に充てる旨の申出をしたとき、又はその予納した見込額に手数料等の返還すべき額に相当する金額を加算する旨の申出をしたときは、手続をする者本人が手数料等を納付したとき、又は手数料等の返還を受けたときと同じ効果が発生する。

ここでの手続をする者本人と代理人との関係は、代理人が特許印紙を購入し、手続に係る書面に貼付して手続を行う場合と同様に、民法の委任契約の規定が適用され、代理人は民法の規定に基づき、予納をする際必要となる費用の前払を手続をする者本人に対し請求し（民法649条）、又は立て替えた費用の償還を請求する（民法650条1項）ことができる。また、同様に、代理人は返還を受けた金銭を手続をする者本人に引き渡さなければならない（民法646条1項）。

(新規改訂平成29-31・4)